

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第72号

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則（平成5年大和市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第30条第2項を削る。

別表第2事業系一般廃棄物に係る指定収集袋の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成4年大和市条例第26号）第2条第5号に規定する事業系一般廃棄物に係る同条例第21条の2に規定する指定収集袋を所有し、かつ、令和9年10月1日前に本市内において事業を廃止し、又は本市の区域外へ転出した事業者に係る処理手数料の還付については、なお従前の例による。